

|         |                         |
|---------|-------------------------|
| 原議保存期間  | 1 年 (令和 9 年 3 月 31 日まで) |
| 有 効 期 間 | 二 種 (令和 9 年 3 月 31 日まで) |

各 地 方 機 関 の 長  
各 都 道 府 県 警 察 の 長  
(参考送付先)  
庁 内 各 局 部 課 長  
各 附 属 機 関 の 長  
各 方 面 本 部 長

警 察 庁 丙 生 企 発 第 5 2 号  
令 和 7 年 7 月 1 8 日  
警 察 庁 生 活 安 全 局 長

#### 令和 7 年全国地域安全運動の実施について（通達）

昨年の刑法犯認知件数は約73万8千件と戦後最少となった令和3年から3年連続して増加し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の令和元年の水準に近づいている。

また、令和6年中における特殊詐欺の被害は、認知件数、被害額ともに前年に比べ増加、被害額は過去最悪となったほか、SNS型投資・ロマンス詐欺は、被害額が前年の約3倍に増加するなど、極めて深刻な情勢にある。

さらに、ストーカー事案等の相談等件数が高水準で推移しているほか、本年5月には、下校中の小学生を車ではねる事件や高齢女性が路上で刺される事件が発生するなど、子供や女性を狙った犯罪が後を絶たない状況にある。

こうした情勢の中、安全安心を実感できる社会を実現していくためには、地域住民や事業者、自治体、防犯協会、防犯ボランティア団体等が行う自主防犯活動を促進することにより犯罪予防機能の強化を図るなど、社会を挙げて安心感を醸成していく取組を浸透・定着させることが必要である。

また、登下校時の子供の安全確保を推進するために政府において平成30年6月に策定された「登下校防犯プラン」、性犯罪・性暴力を根絶するために令和5年3月に策定された「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」、本年4月に策定された「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」等に基づく対策を、関係者の連携の下、全国各地で実施していくことが求められている。

そこで、別紙「令和7年全国地域安全運動実施要綱」のとおり、見出しの運動を実施することとしたので、各位にあっては、管内の犯罪情勢を見据えた地域の安全安心のための各種施策が効果的に推進されるよう特段の努力をされたい。

令和7年全国地域安全運動実施要綱

1 目的

防犯協会をはじめとする地域安全に資する関係機関・団体及び警察が、期間を定め、地域安全活動を更に強化するとともに、その相互の連携を一層緊密にすることにより、地域安全活動の効果を最大限に上げて一層の浸透と定着を図り、もって安心して暮らせる地域社会の実現を図る。

2 期間

令和7年10月11日(土)から同月20日(月)までの10日間

3 主催、後援及び協賛団体

別添1「主催、後援及び協賛団体等(予定)」のとおり

4 運動重点

(1) 全国重点

令和7年全国地域安全運動に係る全国重点は次のとおりであり、別添2「令和7年全国地域安全運動全国重点推進事項」に基づき取組を推進すること。

ア 特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害防止

特殊詐欺については、昨年中も認知件数、被害額ともに前年に比べ増加しており、本年5月末の認知件数、被害額も前年同期比を大幅に上回るなど、依然として深刻な状況が続いている。

特に警察官等をかたるオレオレ詐欺の被害が顕著であるほか、固定電話のみならず携帯電話への国際電話番号による架電の増加、20歳代・30歳代の被害者の増加やインターネットバンキングの利用による被害の高額化が認められる。

また、SNS型投資・ロマンス詐欺は、多くの国民が利用するSNS等が犯行ツールとして悪用されており、昨年中も認知件数、被害額ともに前年に比べ著しく増加したところ、本年に入ってから厳しい情勢が続いている。

そのため、公的機関、各種団体、民間事業者等の幅広い協力を得ながら、多種多様な媒体を活用し、迅速かつ実効的な広報・注意喚起を行うなど、社会全体の機運を醸成し、被害防止対策を更に推進する必要があることから選定した。

イ 子供と女性の犯罪被害防止

子供と女性を狙った犯罪の認知件数については、依然として高い水準にある中、令和5年には、性犯罪規定を見直した刑法の一部改正が行われるなど、子供や女性に対する犯罪対策は、社会全体で取り組むべき問題であるとの意識が高まっている。

子供や女性を狙った犯罪は、ひとたび発生すれば被害者や家族の心身に深刻な影響を及ぼすのみならず、地域社会に著しい不安を生じさせる。

子供と女性の犯罪被害の防止は警察のみで達成できるものではなく、地域住民、防犯ボランティア団体、自治体等と連携した取組が重要であり、これらの連携を更に強化する必要があることから選定した。

(2) 地域重点

各都道府県警察において、地域住民等の安全安心を脅かしていると認められる種類の犯罪について、地域住民等の要望も踏まえながら、優先度、必要性等を考

慮し、要すれば選定すること。

## 5 実施上の留意事項

運動を盛り上げてその目的を達成するため、以下の事項に留意しつつ、管内実態に即した効果的な取組を推進すること。

### (1) 安全安心なまちづくり関連施策の推進

平成17年12月の犯罪対策閣僚会議において決定された「安全安心なまちづくりの日（10月11日）」及び「安全安心なまちづくり関係功労者表彰要綱」を踏まえ、警察庁では、本年も「安全安心なまちづくり関係功労者表彰」の実施及び「全国地域安全運動中央大会」の開催を予定している。

これらの施策は、安全安心なまちづくりを推進する気運を全国的に波及・向上させ、防犯に対する国民の意識と理解を深めることを目的としていることから、各都道府県警察においても、防犯意識の醸成に努めるとともに、「安全安心なまちづくりの日」の意義を積極的に広報すること。

### (2) 地域安全活動への参加促進

活動されている方々の高齢化、リーダー的人物の引退、次世代の後継者不足等の傾向が続いており、この傾向が更に進行すれば、これまで培われてきた貴重な経験が失われるばかりでなく、地域、治安情勢に影響を与えることにもつながりかねない。

このことを踏まえ、地域安全活動の具体的な実施内容に関し、防犯ボランティア団体、防犯設備士等から意見を求め、地域住民が広く参加しやすいような創意工夫を凝らした諸活動を展開すること。

特に、大学生等の若い世代や現役世代の防犯ボランティア団体に対しては、企画段階から積極的な参画を呼び掛けるなど、活動の活性化と参加促進を図ること。

さらに、インターネット上における安全安心を確保するため、サイバー防犯ボランティアとの連携を推進すること。

### (3) 関係機関・団体、防犯ボランティア団体等に焦点を当てた広報

報道機関に対する広報に当たっては、活動を行う関係機関・団体、防犯ボランティア団体等を明示して地域安全活動の具体的な活動状況を発信し、地域住民の防犯意識の高揚と地域安全活動の周知を図るとともに、関係機関・団体、防犯ボランティア団体等に焦点を当てた広報を実施することで、日頃、防犯活動に尽力している防犯ボランティア団体等の士気高揚と防犯ボランティア活動への参加促進に努めること。

### (4) 受傷事故防止

防犯ボランティア団体等が街頭において地域安全活動を行う際は、防犯ベスト、帽子等を装着し、地域安全活動中であることを明示すること等について、事前に周知を図るなど、受傷事故防止に十分配慮させること。

特に夜間における活動については、照明器具、反射材等を必ず携行させること。

## 別添 1

### 主催、後援及び協賛団体等（予定）

#### 1 主催

公益財団法人全国防犯協会連合会、都道府県防犯協会、都道府県暴力追放運動推進センター、警察庁及び都道府県警察

#### 2 後援

こども家庭庁、総務省、法務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、都道府県、全国知事会、全国市長会、全国町村会、一般財団法人全日本交通安全協会、都道府県交通安全協会、青少年育成都道府県民会議、公益財団法人全国少年警察ボランティア協会、都道府県少年補導員等連絡協議会

#### 3 協賛

一般社団法人日本新聞協会、NHK、一般社団法人日本民間放送連盟、一般社団法人日本雑誌協会、公益社団法人日本広報協会、更生保護法人全国保護司連盟、更生保護法人全国更生保護法人連盟、日本更生保護女性連盟、特定非営利活動法人日本BBS連盟、全国都道府県教育長協議会、全国高等学校長協会、全日本中学校長会、全国連合小学校長会、日本私立中学高等学校連合会、公益社団法人日本PTA全国協議会、一般社団法人全国高等学校PTA連合会、社会福祉法人全国社会福祉協議会、全国児童自立支援施設協議会、一般社団法人日本勤労青少年団体協議会、一般社団法人日本自動車工業会、一般社団法人日本自動車連盟、一般社団法人日本自動車販売協会連合会、一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会、全国ハイヤー・タクシー防犯協力団体連合会、一般社団法人日本二輪車普及安全協会、一般社団法人自転車協会、日本自転車軽自動車商協同組合連合会、一般財団法人自転車産業振興協会、一般財団法人日本自転車普及協会、公益財団法人自転車駐車場整備センター、全国石油商業組合連合会、一般社団法人全日本指定自動車教習所協会連合会、一般社団法人全国届出自動車教習所協会、一般社団法人日本住宅協会、一般社団法人日本ビルディング協会連合会、公益社団法人全国ビルメンテナンス協会、公益財団法人マンション管理センター、一般財団法人ベターリビング、一般社団法人全国警備業協会、公益財団法人日本防災通信協会、公益社団法人日本防犯設備協会、不正商品対策協議会、全国質屋防犯協力会連合会、一般社団法人東京古物商防犯連盟、全国女性団体連絡協議会、日本弁護士連合会、独立行政法人国民生活センター、公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センター、自動車安全運転センター、公益社団法人経済同友会、日本ロック工業会、日本ロックセキュリティ協同組合、一般社団法人日本損害保険協会、機能ガラス普及推進協議会、全国オートバイ協同組合連合会、一般社団法人日本オートオークション協議会、一般社団法人日本サッシ協会、一般社団法人日本シャッター・ドア協会、日本チケット商協同組合、一般社団法人日本二輪車オークション協会、日本ウインドウ・フィルム工業会、一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、一般社団法人全国銀行協会、公益財団法人日工組社会安全研究財団、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会、一般社団法人板硝子協会、一般財団法人保安通信協会、日本遊技機工業組合、日本電動式遊技機工業協同組合、全国読売防犯協力会、一般社団法人日本カラオケボックス協会連合会、特定非営利活動法人日本ガーディアン・エンジェルス、全日本遊技事業協同組合連合会

令和 7 年全国地域安全運動全国重点推進事項

1 特殊詐欺、SNS 型投資・ロマンス詐欺の被害防止

(1) 国際電話契約の利用休止等の促進に向けた取組の推進

ア 関係機関・団体、防犯ボランティア団体等と連携した取組の推進

特殊詐欺等の犯行には依然として国際電話番号が悪用されることが多い現状に鑑みれば、国際電話の利用休止申込みや国際電話の発着信規制が可能なアプリの利用の促進は、警察のみならず、社会全体で取り組んでいくことが効果的であると考えられる。

関係機関・団体、防犯ボランティア団体等と連携し、国際電話の利用休止等が特殊詐欺等の被害防止に有効であることを広く社会に呼びかけ社会全体の機運を醸成する活動「みんなでとめよう!!国際電話詐欺#みんとめ」を推進する。

イ 各種活動、イベントの機会を利用した申込の促進

全国地域安全運動期間中の各種活動、イベントの機会を利用して申込書及び封筒（作成型）の作成を含めた申込支援を行うなど、関係機関等の協力のもと、あらゆる機会を利用した申込促進を行う。

(2) 変化する欺罔の手口の迅速かつ実効的な広報・注意喚起の推進

ア 情勢に応じた効果的な広報・啓発の推進

被害が深刻な欺罔の手口について、その特徴や被害者層、具体的に講じるべき対策等を明らかにした上で、訴求対象及び訴求内容と合致する手段を選定して広報・啓発を行う。広報・啓発に際しては、警察庁が別途指示する「集中広報期間」の実施と連動させつつウェブサイト、SNS 等のデジタル空間も含めた多種多様な媒体を活用するとともに、関係機関等とも連携するなど、社会全体における特殊詐欺等の被害防止対策の一層の浸透に向けた取組を推進する。

イ 青少年に対する広報・啓発の推進

令和 7 年 4 月 22 日に犯罪対策閣僚会議において策定された「国民を詐欺から守るための総合対策 2.0」に基づき、SNS 上で発信されているものを含む「闇バイト」等への応募等、青少年が事の重大性を認識することなく、安易な考えから犯罪に加担してしまうこと等のないよう、防犯教室や非行防止教室等を含む様々な機会や SNS 等媒体を活用して、検挙事例を交えながら具体的に情報発信するなど、青少年に対する広報・啓発を推進する。

ウ 犯人からの電話を直接受けないための広報・啓発の推進

犯人からの電話を直接受けることを防止するため、高齢者宅に迷惑電話防止機能を有する機器を導入することや、番号非通知の電話を着信拒否したり、高齢者宅の固定電話を常に留守番電話に設定し、相手が確認できてから対応したりすることの有効性について、広報・啓発を推進する。

エ 防犯ボランティア団体等による防犯活動への支援

防犯ボランティア団体、自治会、事業者等が、特殊詐欺等被害防止のために行う各種防犯活動について、SOS47 が被害防止方法等を紹介する啓発用動画や YouTube 警察庁公式チャンネルの配信動画に関する情報を提供するなどして積極的に支援し、地域ぐるみで特殊詐欺等の被害防止に取り組む気運

を高める。

## 2 子供と女性の犯罪被害防止

### (1) 関係機関・団体等との連携

#### ア 「地域の連携の場」等への参画と情報共有

教育委員会・学校、放課後児童クラブ・放課後子供教室、自治体、保護者、PTA、防犯ボランティア団体、自治会等が集まり、登下校時における防犯対策について意見交換・調整を行う「地域の連携の場」等に参画し、必要な助言を行うとともに、情報共有を図る。

#### イ 防犯ボランティア活動の活性化に向けた支援

防犯ボランティアによる通学路等の防犯パトロール、子供の見守り活動等に対する理解と協力を深めるため、防犯活動アドバイザー等と連携し、防犯ボランティアと地域住民との交流の場や活動内容を発表できる機会を設けるなどの支援を行うほか、積極的な表彰により、防犯ボランティアの活動意欲の向上と活動の活性化を図る。

#### ウ 子供を見守る協力体制の充実

「子供110番の家・車」に委嘱された者等に対する実戦的な指導等を実施するとともに、通学路周辺の住民のほか、タクシー事業者、宅配事業者等の運送事業者による防犯CSR活動としての「ながら見守り」等の推進に努めるなど、登下校時をはじめとする地域における子供の見守り体制の充実に努める。

なお、子供110番の家のプレート等が掲示されているにもかかわらず、空き家等の理由でその機能を有していないような場所があれば、助けを求めた子供の安全を守ることができないおそれがあることから、実態を確認するなどして、子供110番の家が適正に機能するよう努める。

### (2) 「ながら見守り」等の推進

見守りの担い手の裾野拡大のため、ウォーキング、ジョギング、買物、犬の散歩、花の水やり等の日常活動の中で、気軽に実施できる「ながら見守り」等を広く推奨し、地域における防犯活動の基盤の充実に努める。

また、これら活動の周知、情報発信に努め、地域における更なる理解や協力が得られるよう支援する。

### (3) 危険箇所等の点検及び改善

声掛けやつきまとい等の前兆事案のあった場所、見通しの悪い道路、公園、駐車（輪）場、人や車の通りが少ない場所等について、教育委員会・学校、自治体等関係機関等と連携した防犯の観点による合同点検を随時実施し、情報共有を図るとともに、防犯ボランティア団体や自治体等に対し改善を働き掛けるなど、ソフト面やハード面の両面から、環境面の整備・改善に向けた取組を推進する。

特に、把握した危険箇所のほか、集団登校の集合場所やスクールバスの停留所等、登下校の際に子供が集まる可能性のある場所に対しては、登下校時間帯における警察官による警戒・パトロールを重点的に実施する。

また、防犯ボランティア団体等、地域住民による見守り活動についても、危険箇所等への重点的な配置を助言するなど、関係団体との連携にも配慮する。

さらに、登下校時の通学路等において地域住民が実施する見守り活動の対策については、合同活動等の機会を通じて、警戒の隙間が生じていないか、不測の事

態に対応できる体制であるかなどを確認し、人員、配置場所に加え、子供のみならず周囲にも気を配ることなど、活動時の参考となる指導を積極的に行う。

#### (4) 防犯教育の推進

##### ア 地域、職域、学校等を単位とした防犯教室の実施

地域、職域、学校等を単位とし、子供や女性が路上や電車内等において被害に遭った場合又は遭いそうになった場合の対応方法や、防犯ブザーや痴漢対策機能を有する防犯アプリ等の防犯機器の活用方法、子供110番の家の利用方法、護身術等の防犯教室を実施する。

また、教育委員会や学校等の関係機関・団体、防犯ボランティアと連携し、学校等におけるイベント等様々な機会を捉え、SNS等の安易な利用を通じて児童買春や児童ポルノ等の犯罪被害に遭うことの危険性や、アダルトビデオ出演被害を防止するための着眼点や被害事例等について、児童・生徒やその保護者等に対する防犯教育や広報啓発を実施する。

学校等における取組の推進に当たっては、「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」（令和5年3月30日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）の「学校等における教育や啓発の内容の充実」に掲げられている取組事例を参考とする。

##### イ 実践的な防犯教育の実施

自治体、事業者、防犯協会、学校等と連携し、行為者から甘言や詐言等による誘いを受けた場合の対処要領や危険な事態に遭遇した場合の初期的対応訓練など、危険を予測・回避する能力を身に付けさせるための実践的な防犯教育を年齢及び発達の程度に応じて実施する。

また、子供110番の家の所在地や通学路、危険箇所等を子供、保護者、地域住民参加のもと、フィールドワーク等により確認させる。

##### ウ 防犯教室への参加促進

地域、職域、家庭ぐるみでの防犯活動を促進するため、保護者、地域住民、事業者等に対し、警察、自治体、防犯協会等が開催する防犯教室への参加を促す。